

東教育財団だより

発行所
公益財団法人
東教育財団
大阪市中央区南本町
2丁目2番11号
堺筋本町西尾ビル6階
電話 06 (6262) 7363
FAX 06 (6227) 8058
発行責任者 北井 保行

理事会・評議員会を開催しました

令和五年度事業計画及び収支予算を審議する理事会・評議員会は、所要の新型コロナウイルス感染症防止措置を講じたうえで三月九日に開催しました。

本理事会・評議員会では、東教育財団が令和七年三月に設立一〇〇周年を迎えることとなりますので、五年度から設立一〇〇周年記念事業の実施に向けて取り組むことも決議しました。

新型コロナウイルスの発生から三年余りが経りました。政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を五月八日から「五類」に引き下げることを決めました。コロナ禍の早期収束が望まれます。

令和五年度

事業計画及び

収支予算の概要

東教育財団の令和五年度事業計画及び収支予算は、三月九日開催の理事会の決議を経て、同日引き続き開催された評議員会において承認されました。

その概要は次のとおりです。

一 助成事業

令和五年度事業計画

助成対象事業

① 学校教育事業助成

中央区内の学校教育の充実・発展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特性を持つ事業

- ② 社会教育・生涯学習事業助成
中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業
- ③ 地域文化・まちづくり事業助成
中央区内の地域文化や東地区五地域のまちづくりの振興に寄与する事業

助成対象団体

- ① 学校教育事業助成
中央区内に所在する公立の幼稚園、小学校及び中学校



(理事会会議風景)

- ② 社会教育・生涯学習事業助成
社会教育や生涯学習の活動を行う社会教育団体や生涯学習団体
- ③ 地域文化・まちづくり事業助成
地域文化やまちづくり活動を行う団体

助成基準

- ① 学校教育事業助成
幼稚園 一園につき二〇万円限度
小学校 一校につき三〇万円限度
中学校 一校につき四〇万円限度
五年度に校園周年記念特別事業を実施する幼稚園・学校及び外国語対応教育環境充実事業を実施する幼稚園・学校には、加算して助成する。
- ② 社会教育事業助成
一団体一事業 一〇団体まで
一事業一五〇万円の範囲内
- ③ 生涯学習事業助成
一団体一事業 八団体まで
一事業一〇万円限度
- ④ 地域文化事業助成
一〇事業程度
一事業一五万円限度
- ⑤ 地域まちづくり事業助成
一地域四〇万円限度



(評議員会会議風景)

二 特定費用準備資金

積立金事業

① 校園周年記念特別事業助成積立金(平成三〇年度設定)

令和元年度の各幼稚園・学校への実施時期調査に基づき修正した計画により五年度に校園周年記念特別事業を実施する四校園分 一、二五〇、〇〇〇円を取り崩します。

② 外国語対応教育環境充実助成積立金(令和元年度設定)

令和三年度の各幼稚園・学校への調査等に基づき修正した計画により五年度助成に加算する分一〇〇、〇〇〇円を取り崩します。

③ 財団設立一〇〇周年記念事業積立資金(令和四年度設定)

祝賀行事を実施するための費用一〇〇、〇〇〇円を積み立てます。

三 広報啓発事業

① 「東教育財団だより」の発行

財団の事業と大阪の文化・歴史を紹介する季刊誌を年四回発行します。

② 「財団ホームページ」での情報開示

財団ホームページを更新し、財団の事業及び財務について情報開示を行います。

四 その他

① 東教育財団設立二〇〇周年記念事業の準備

記念事業を実施するため、事業の概要・予算等を協議・決定し、具体的な事業内容について検討を進めます。

令和五年度収支予算

収入(経常収益)は、基本財産運用益の増により前年度比七五、〇〇〇円の増の三二、二九五、〇〇〇円を計上しました。

費用(経常費用)は、給料手当等人件費の増があったものの、外国語対応教育環境充実事業を実施する幼稚園・学校の減等により学校教育助成金が減となったことなどにより、前年度比二八、〇〇〇円の減の三、一八七、〇〇〇円を計上しました。

◎ 収入(経常収益) 計

三二、二九五、〇〇〇円
(前年度比 七五、〇〇〇円の増)

◎ 費用(経常費用) 計

三、一八七、〇〇〇円
(前年度比 二八、〇〇〇円の減)
(内 訳)

【事業費計】

二四、八五〇、〇〇〇円

【管理費計】

七、三三七、〇〇〇円

◎ 差引(当期経常増減)

一〇八、〇〇〇円(※)

※ 収支相償について

収支相償の判定にあたっては、特定費用準備資金取崩額は「収入」、同資金への積立額は「費用」とされるので、当期経常増減額一〇八、〇〇〇円に校園周年記念特別事業助成積立金取崩額一、二五〇、〇〇〇円及び外国語対応教育環境充実助成積立金取崩額一〇、〇〇〇円を加え、財団設立一〇〇周年記念事業積立資金積立額一〇〇、〇〇〇円を差し引くと、予算上の収支相償額は、一、三六八、〇〇〇円の黒字となる。しかし、令和五年度事業計画において、東教育財団設立一〇〇周年記念事業の概要・予算等を協議・決定することとしており、その費用に充てるため、新たな特定費用準備資金の保有等を行い、資金を積み立てる予定であるので、黒字は解消され、収支相償となる見込みです。

大阪の街を歩く ― 在阪領事館 ―

領事館は、外国に駐在して自国の通商の促進や自国民の保護にあたる領事官がその職務を行う役所であり、大使館が通常その国の首都に置かれるのに対し、首都とは別の主要都市(例えば日本なら大阪)に設置されることが多い。

大使館と領事館は、どちらも自国民のサポートのために置かれる役所であり、どちらも同じような目的で設置されているが、相手国の政府と交渉を行うのが大使館、行わないのが領事館である。相手国といつても連絡がとれるように、大使館は原則相手国の首都に置かれるが、領事館は大使館とのバランスをとるために、首都以外の都市に置かれることが多い。

外務省公式サイトで紹介されている「駐日外国公館リスト」によると、令和四年二月現在、日本には一五七の外国大使館があるが、その全てが東京に置かれている。

領事館は、かつて日本が江戸と京都の事実上の複都制を採っていた時代から国交のあったアジアや欧州、アメリカ合衆国などでは、主として大阪など京阪神地域に置かれている場合が多く、その場合、管轄地域は主に近畿地方と西日本全域となる。一方で中南米では東京に置く場合が多いほか、日系人の出稼ぎ労働者が多い中京工業地帯に位置する名古屋市や浜松市といった東海地方に領事館を設置するケースが散見される。なお、領事館は都心のオフィスビルに入っているところが多いが、アメリカ合衆国・中華人民共和国・大韓民国・ロシア連邦・ベトナムの在阪領事館はビル一つを占有している。

先の「駐日外国公館リスト」から在阪領事館をリストアップした。なお、領事館は館長の階級による区分があり、総領事が館長であるものを総領事館、領事が館長であるものを領事館と呼称する。

アジア

- 在阪・神戸インド総領事館**
大阪府中央区久太郎町一―九
一六 船場I Sビル一〇階
- 在大阪インドネシア共和国総領事館**
大阪府北区中之島六一―四〇
中之島インテスビル三階

欧州

- 在大阪イタリヤ総領事館**
大阪府北区中之島一―二八
中之島フェスティバルタワー一七階
- 在大阪英国総領事館**
大阪府中央区博労町三二五―一
御堂筋グランタワー一九階
- 在大阪オランダ総領事館**
大阪府中央区北浜一―一四
北浜一丁目平和ビル八階

在大阪スイス領事館

大阪府中央区北浜一―一三〇
リバービュー北浜ビル六階

在大阪・神戸ドイツ総領事館

大阪府北区大淀中一―一八八
梅田スカイビル・タワーイースト三五階

在大阪ロシア連邦総領事館

豊中市西緑丘一―一二一
(札幌・新潟にも 計三ヶ所)

北アメリカ

在大阪・神戸米総領事館

大阪府北区西天満二―一―一五
(名古屋・沖縄・札幌・福岡にも 計五ヶ所)

オセアニア

在大阪オーストラリア総領事館

大阪府中央区城見二―一―六一
TWIN二 MIDタワー一六階

オフィスビルに入らず、ビル一つを占有している領事館を訪ねてみた。

在大阪・神戸米総領事館



(米総領事館ビル)

慶応三(一八六七)年に在神戸米
 国領事館として神戸に開設。昭和一
 六(一九四一)年に太平洋戦争で日
 米が戦争状態になり閉鎖。昭和二八
 (一九五三)年に日本が国際社会に
 復帰し再開。昭和三六(一九六一)
 年に在神戸米国総領事館に昇格。昭
 和六二(一九八七)年に大阪に移転
 し、在大阪・神戸米国総領事館とし
 て運営。

かつて神戸市に設置されていた
 ため、総領事館の名称に神戸が併記
 されている。

在大阪中華人民共和国総領事館



(大阪中華北幫公所ビル)

昭和五一(一九七六)年三月、中華
 人民共和国からの派遣では初とな

る駐日総領事館として大阪市に開
 設された。

総領事館には一般社団法人大阪
 中華北幫公所が入居しており、建
 物に「大阪中華北幫公所大厦」と
 刻字されている。

在大阪大韓民国総領事館

昭和二四(一九四九)年に駐日本
 韓国代表部大阪事務所が発足。昭
 和四一(一九六六)年に総領事館に
 昇格。昭和四九(一九七四)年、庁
 舎を御堂筋(当時・大阪市南区三
 ツ寺町一(二(合区後・大阪市中央区
 西心斎橋二(二(二四に変更)に移
 転。



(旧庁舎)

平成三〇(二〇一八)年五月、庁
 舎の建替えに伴い仮庁舎の五味ビ
 ル(中央区久太郎町二(一五(一三三
)に移転していたが、令和四(二〇
 二二)年に新庁舎が竣工。



(新庁舎)

在大阪ロシア連邦総領事館

昭和四五(一九七〇)年、在レニ
 ングラード日本国総領事館と在大
 阪ソビエト連邦総領事館を相互に
 設置することが日ソ間で合意さ
 れ、昭和五一(一九七六)年、当時
 は名実ともに国際空港であった伊
 丹空港のある豊中市に総領事館が
 開設された。



平成三(一九九二)年、ソビエト連
 邦が崩壊し、ロシア連邦が成立した
 ことに伴い、在大阪ロシア連邦総領
 事館として運営。

在大阪ベトナム総領事館

平成九(一九九七)年に大阪市に
 初めて開設された。所在地は「中央
 区博労町一(一四(一〇博労町エス
 テートビル一〇階」で、オフィスビ
 ルに入っていた。

平成二二(二〇〇九)年に堺市の
 平安閣跡地に移転し、ビルを占有し
 た。



なお、近畿地方で大阪以外の都市
 に総領事館を設置している国は、フ
 ランス(京都)とパナマ共和国(神
 戸)だけである。

(横野 勝・記)